

令和2年4月14日（第1版）

令和3年3月22日（第2版）

令和5年3月15日（第3版）

令和5年4月28日（第4版）

ドミトリー圭友館における

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

体調不良時、まずは健康管理センターに連絡・相談してください

連絡先：平日 8:30～17:00 019-651-5111(内線 5019、5022)

上記時間外 080-3398-2582

● 待機対象者（症状による感染症疑い例、コロナウイルスかどうかを問わない）

発熱 37.5℃以上およびインフルエンザ様症状*があり、健康管理センターから実家または学生寮内での静養指示を受けた入寮者。

※全身倦怠・のど・はな・せき・息切れ症状などが複数同時にあること。

▶ 移動指示あるまで、外出等を控え自室で生活用品（私物1週間分）を準備。

● 待機室の開設と対象者の行動制限

- 1) 寮管理人は、学事課の依頼により待機室を開錠し使用を開始する。
- 2) ゲストルーム4室、舎監室2室、食堂2階スペース(最大6名)を待機室とする。
- 3) 待機該当者（寮生等）は必要最小限の生活用品（私物）を持参し、指定された個室に移り、原則として外出および寮内外の移動を禁ずる。
▶ 必要な外出は電話にて届け出、寮管理人の許可を得る。
- 4) 待機該当者以外の待機室への立ち入りは禁止する。
- 5) 保護者による迎えが可能な場合には、実家に帰省する。

行動制限：当該入寮者を対象とする共用部分の使用制限

- 1) 食堂：使用禁止。使い捨て容器での食事提供とし、接触を避けて待機室前に置き、本人が個室に持ち込む。（容器は喫食後、回収し所定の袋に廃棄）
- 2) 大浴場：使用禁止。待機室内プライベートシャワーのみ使用する。
- 3) トイレ・洗面所：待機室内のみ使用可。
- 4) その他：行動制限中の生活維持に支障がない範囲で寮内共用施設の使用を禁ずる。

● 待機解除要件

解熱後、健康状態を確認後、通常ユニットに戻る。

● 濃厚接触者（健康管理センターまたは感染制御部に判断された場合。）

症状が軽快するまで自室待機とし、食事や共有スペースの利用は他の寮生と時間をずらすなど十分に気を付ける。

● 感染例（コロナウイルス検出例）

寮内待機室に移動する。

● 寮の閉鎖およびユニットの転用・閉鎖

学長（感染制御部）の協議・指示による。

● 施設内環境等の留意事項

- 1) ユニット入退出時の手指衛生義務。（手指消毒・手洗い励行）
- 2) 食堂等共用施設における混雑緩和。（着座間隔の確保 等）
- 3) 食事提供にかかる共用物の削減、使用休止。（配食・下膳方法の変更 等）
- 4) 定期的な環境表面の消毒。（アルコール／ジア清拭*：ドアノブ・スイッチ 等）
- 5) 共用エリアでの不織布マスク着用義務。（ユニットラウンジ 等）
- 6) 施設内において可能な限り換気を行う。

*アルコールまたは0.05%次亜塩素酸希釈液

● 休日について

- 1) 休日の待機判断は、「発熱 37.5℃以上およびインフルエンザ様症状*がある」段階で、寮生自身が健康管理センターに相談し、指示を仰ぐ。指示あるまで、外出・移動を控え自室で生活用品を準備した上で自室待機とする。近隣の医療機関の外来受診を妨げない。
- 2) 全入寮者について、当面の間、感染の可能性が高い場所への外出は可能な限り避けることとする。

● その他

- 1) 門限は当面の間、22：00 とし、集会等への出席、大学が認める人数以上での飲食を伴う会合や遊興施設の利用を控えること。
- 2) 入寮後及び帰省等からの帰寮後7日間は健康観察期間とし、その間は、附属病院およびトクタヴェールへの立ち入りを禁止する。
- 3) 寮管理人および従業員は、待機対象寮生との接触を極力避けるものとする。

COVID-19 に関する報告・相談手順については、
本学HP【www.iwate-med.ac.jp/covid-19/】を参照のこと



【令和5年5月8日以降の緩和措置】

- ・ユニットラウンジの利用人数・利用時間についての制限を解除します。
- ・濃厚接触者と判断された場合は、自室待機とし、食事や共有スペースの利用は他の寮生と時間をずらすなど十分に注意することに変更します。大学近郊のホテル待機は行いません。
- ・大学が認める制限内での飲食を伴う会合や遊興施設の利用を可能とします。